（裏）第一条

甲ハ乙ニ対シ本契約ニ基ク債権ヲ第三者ニ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

第二条

乙ハ甲ニ対シ金弐拾万円也ノ履行保証金ヲ差入レ本契約ノ履行ヲ保証スルモノトス

第三条

乙ハ甲ニ対シ本契約ニ基ク債務ヲ履行セサルトキハ甲ハ乙ニ対シ催告ヲ要セス直ニ前条ノ保証金ヲ没収スルコトヲ得

第四条

乙ハ甲ニ対シ本契約ニ基ク債務ヲ履行セサルトキハ甲ハ乙ニ対シ催告ヲ要セス直ニ本契約ヲ解除スルコトヲ得

第五条

本契約ニ関スル訴訟ハ甲ノ本店所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ専属的合意管轄裁判所トス

第六条

本契約ニ定メサル事項ハ商慣習ニ従ヒ誠意ヲ以テ協議ノ上解決スルモノトス

右契約ノ成立ヲ証スル為本書二通ヲ作成シ甲乙各壱通ヲ保有スルモノトス

昭和四拾壱年弐月拾日

甲　東京都千代田区丸の内二丁目七番地

株式会社　日本精機製作所

代表取締役　社長　佐藤　一郎

乙　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目十二番地

有限会社　横浜精密工業

代表取締役　社長　高木　貫一

契約証

武蔵工業株式会社ヲ甲トシ同社従業員二十弐名ヲ乙トシテ左ノ条項ヲ契約ス

一、甲ハ解雇手当及ビ昭和四年一月十三日迄ノ給料トシテ金弐十圓也ヲ乙ニ支払ッコトニ依リ一切ヲ解決スルモノトス

但シ本金弐十圓也ハ左記半製品仕上ノ上ニ於テ支払ッモノトス尚シテ左仕上完成ニ付テハ高木貫司、中山忠義ノ両者責任ヲ以テ

一、甲ハ半製品ヲ完了セシムル為メニ必要ナル材料ヲ乙ニ提供ス尚甲ハ動力及電気料及木炭拾俵ヲ乙ニ提供スルモノトス

一、昭和四年一月十四日ヨリ今年三月八日迄　五日間ノ給料ヲ半製品仕上ノ為メ乙ニ支払フ

一、左記半製品ハ

一、顕微鏡　KM号（試物AB）　参拾八台

一、〃　　ⅢA号（〃　37）　拾　〃

一、〃　　Ⅳ号（〃　37）　七　〃

右後日ノ為メ契約ノ証トシテ此ヲ作製ス

高木貫司